

宿泊税の考え方（案）

令和 8 年 7 月
千葉市

1	宿泊税検討の背景	3
2	宿泊税とは	4
3	千葉県の税制度概要	5
4	なぜ宿泊税が必要なのか	9
5	本市の独自課税額	15
6	本市の税制度案	16
7	宿泊税の使途の明確化	18
8	今後のスケジュール	19
参考	千葉市観光振興検討会議	21

1 宿泊税検討の背景

観光は、地域の魅力に触れ、文化・歴史等を学び、理解を深めることができるだけでなく、社会貢献や地域交流の機会にもなります。また、国内外から訪れる人による観光消費は、地域経済に幅広く効果をもたらし、雇用やまちのにぎわいを生み、市民の暮らしを支える力になります。

人口減少による今後の国内市場の縮小の見込み、観光関連産業における人手不足、コロナ禍を経た旅行者の行動や意識の変容など、観光を取り巻く環境も大きく変化しています。

このような状況の中、宿泊税は、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるための法定外目的税として、全国の自治体で導入及び検討が進められています。

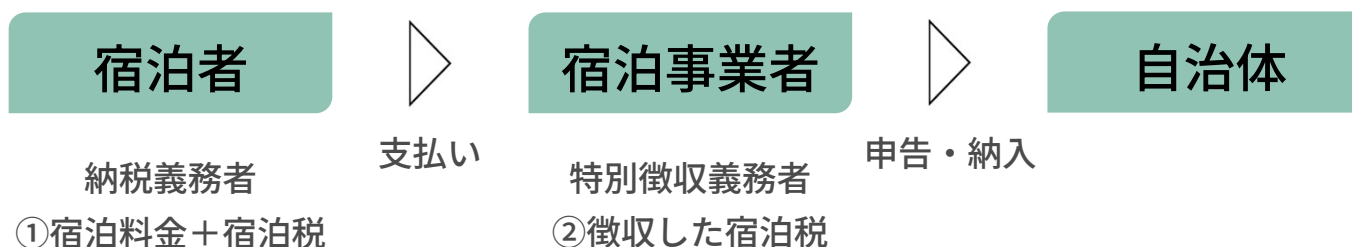
本市においても、千葉県による宿泊税導入の検討が始まったことを大きな契機とし、千葉市の魅力を高め、国内外からの来訪を促進する施策を展開するため、安定的かつ継続的な財源確保策として宿泊税導入を検討することとし、令和6年11月に千葉市観光振興検討会議を設置して有識者から意見を聴取しました。さらに、宿泊税導入の妥当性、目的、使途、税額等について、先行導入自治体の状況や各種アンケート調査の結果をもとに検討を進めてきました。

このたび、千葉県の宿泊税制度案を参考に、千葉市としての宿泊税の考え方を取りまとめたので、この考え方について幅広く意見を募集するものです。

2 宿泊税とは

宿泊税とは…

- ・観光振興等に充てるための法定外目的税（※）として多数の地方自治体で導入されています。
- ・ホテルや旅館、民泊などの施設に宿泊する場合に、**宿泊者**の方が施設（宿泊事業者等）に支払い、施設が自治体に納税しています。



（参考）宿泊税の導入自治体（令和8年6月1日時点）

- ・宿泊税は45の自治体で既に導入が開始されています。
（都道府県）東京都、大阪府、福岡県、宮城県、北海道、広島県、長野県
（市町村）京都市、金沢市、倶知安町、福岡市、北九州市、長崎市、二セコ町、常滑市 等
- ・このほか、多くの自治体で導入に向けた検討が行われています。

※法定外目的税：法律に定めのある「法定税」以外に、自治体が条例により新設できる税目を「法定外税」といいます。この「法定外税」のうち、特定の目的に使われるものを「法定外目的税」といいます。

3 千葉県の税制度概要①

千葉県の税制度概要①

項 目				内 容 ※ R 8 . 6 時 点
課 税 方 式				観光振興目的の法定外目的税とする
課 税 客 体				千葉県内に所在する次の施設又は住宅(以下「宿泊施設」という)への宿泊 ・旅館業法に規定する旅館・ホテル又は簡易宿所に係る施設 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅(民泊) ・国家戦略特別区域法に規定する認定事業に係る施設(特区民泊)
納 税 義 務 者				宿泊施設への宿泊者
税 率 (税 額)				定額制 1人1泊につき150円 (税込見込み約42億) (市町村が独自に宿泊税を導入する場合も県の税率は変更なし)
免 税 点				なし
課 税 免 除				教育旅行、部活動・認定地域クラブ活動に伴う宿泊 ①幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校の 幼児、児童、生徒、学生又はその引率者 ②保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業(家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型 保育事業及び事業所内保育事業)、認可外保育施設の満3歳以上の幼児又はその引率者 ③地方公共団体の長又は教育委員会からの認定を受けた認定地域クラブ活動に参加している生徒又は その引率者
徴 収 方 法				特別徴収 (特別徴収義務者が宿泊者から宿泊税を徴収し、県へ申告納入する)
特 別 徴 収 者				宿泊施設の経営者その他宿泊税の徴収について便宜を有する者

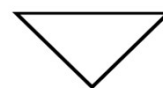
千葉県の説明会資料から抜粋

3 千葉県の税制度概要②

千葉県の税制度概要②

項 目	内 容 ※ R 8 . 6 時 点
申 告 納 入 期 限	各月の初日から末日までの間の分を翌月の末日までに申告納入 (一定の要件を満たす場合、3か月分まとめた申告納入を可能とする)
特 別 徴 収 義 務 者 金 報 奨	申告納入期限内に納入した宿泊税の税額に対して2.5%を交付 (導入当初5年間は0.5%を加算して3.0%とし、全て納期内納入かつ全て電子申告の 場合さらに0.5%を加算して3.5%とする)
条 例 の 見 直 し	導入後5年を目途に検討
導 入 時 期 等	令和8年12月議会に条例上程し、令和10年9月の導入を目指す

千葉県の説明会資料から抜粋



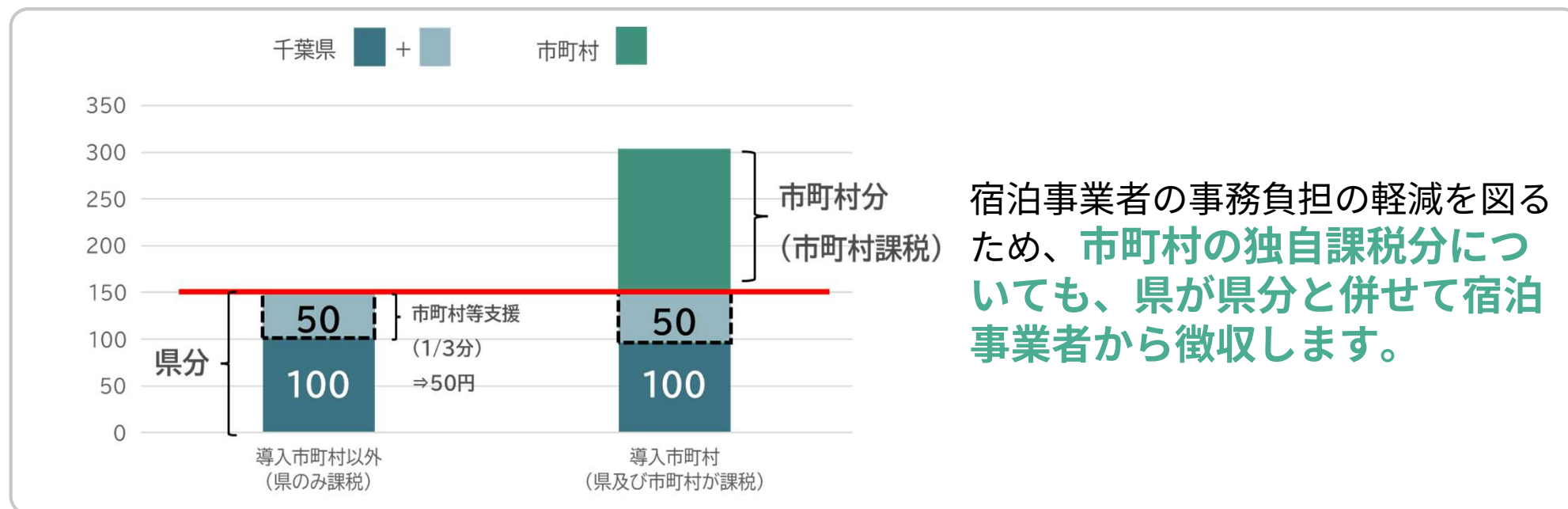
千葉県は宿泊税収を約42億円と見込んでおり、その1/3が市町村への支援に充てられる
予定で、本市への交付額は**約1.5億円と示されています。**

3 千葉県の税制度概要③

千葉県の宿泊税制度案（独自課税市町村分の上乗せ）

- 県の税率は県内一律150円となる見込みですが、県内で独自に宿泊税を導入しようとする市町村は、県分の一律150円に市町村分を**上乗せできる**こととされています。

独自課税（上乗せ）制度イメージ



千葉県の説明会資料をもとに千葉市観光MICE企画課で作成

宿泊者から徴収を行っていただく**宿泊事業者の負担を軽減**し、独自課税を行う市町村の徴収コスト低減が図られる制度となっています。

3 千葉県の税制度概要④

県の宿泊税の使途（県と市町村等との役割分担）

- ・千葉県から、県と市町村等との役割分担や取組の方向性について、以下のとおり示されています。

県

○県全体の観光振興の促進、持続可能な観光地づくり

- ・広域的な観点でスケールメリットを活かした取組を実施し、観光・宿泊事業者を支援する。
- ・本件の豊かな自然などを活かした市町村域をまたがる観光地づくりに主体的に取り組むなど、県内観光地の全体的な底上げを図る。
- ・地域事情に配慮した観光地づくりを促進するため、県内市町村等を支援（交付金）

市町村等（県交付金）

○地域ブランディングの確立、観光客と地域住民双方に配慮した観光振興

- ・マーケティングに基づいた戦略的プロモーションや地域ブランディングを実施するとともに、観光客と地域住民双方に配慮した観光地マネジメントを行う。

○地域連携による周遊の促進

- ・近隣の周遊も楽しめる地域となり、広域としての認知度を国内外で高める。

市町村（独自課税）

○地域の観光消費額増加や課題解決等に特化した施策

- (例)
- ・観光による消費拡大を図るクーポン事業など
 - ・観光資源になっている自然環境の保全・再生など

○左記の取組を更に推進する施策

千葉県の説明会資料をもとに千葉市観光MICE企画課で作成

4 なぜ宿泊税が必要なのか①

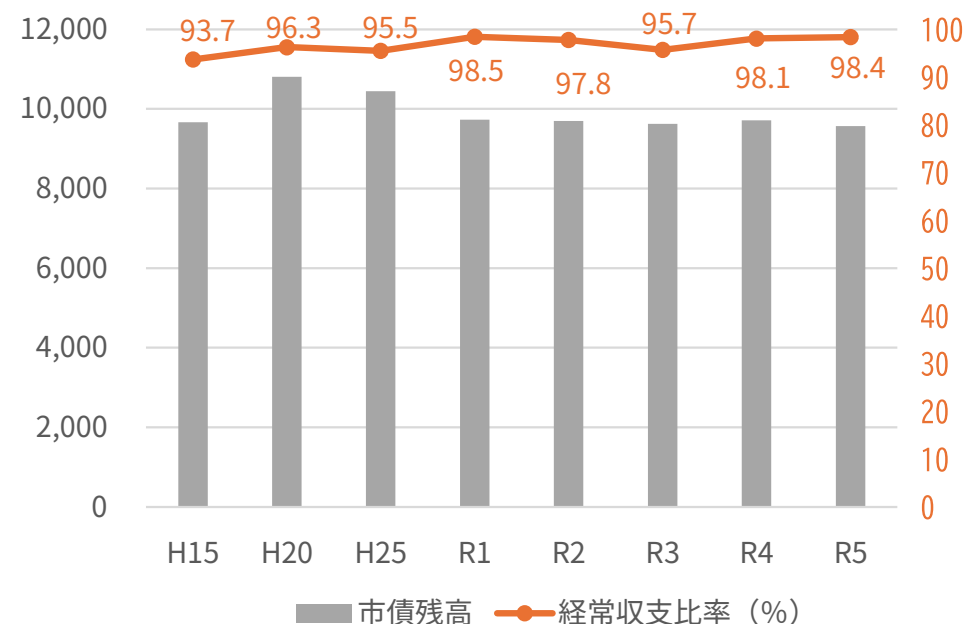
千葉市の人口・財政の状況

- 千葉市の人口は、少子高齢化や人口減少が加速する中、将来的に減少局面に入る見通しです。
- 千葉市の歳入・歳出の状況は、経常的な収入に対し、経常的な支出に充てられる割合（経常収支比率）が高く、財政運営の自由度は限定されています。



出典：千葉市「人口の将来見通し」

市債残高と経常収支比率の推移



出典：千葉市財政局「千葉市財政の概要」から観光MICE企画課にて作成

4 なぜ宿泊税が必要なのか②

千葉市観光の現状

- 千葉市は、東京都心、成田空港や羽田空港への距離が近く、また、国内有数の複合コンベンション施設である幕張メッセがあり、国内外の人流を取り込むポテンシャルを有しています。
- 都市機能と豊かな自然環境を備えており、海辺周辺のブルーエリア、JR千葉駅周辺の文化・食・歴史の集まる都心部エリア、若葉区・緑区及びその周辺の自然豊かなグリーンエリアという3つの観光エリアに位置付け、地域の特色を生かした様々な観光プロモーションを行ってきました。
- 本市の観光関連事業（令和8年度約4.9億円：市民花火大会、大規模イベント開催支援、プロスポーツ振興など）による賑わいづくりの結果、本市の総延べ宿泊者数は、過去最高値となっています。

主な観光関連事業		R8予算 (千円)
ナイトタイムエコノミーの推進	夜間における、魅力的な経済・文化振興に資する様々な取組みへの事業者支援	15,112
国内外の観光プロモーションに係る費用	グリーンツーリズムの推進費用、訪日外国人旅行者向けプロモーション、アニメツーリズム等	30,507
MICEの推進	国際会議補助金、MICE開催補助金、大規模なイベントの開催負担金等	136,782
プロスポーツ振興の推進	千葉市をホームタウンとするプロスポーツチームとの交流事業等	69,078
千葉市民花火大会の負担金		75,000
千葉ポートタワーの管理、運営、設備費	ポートタワーの指定管理委託、設備の修繕費等	63,714



4 なぜ宿泊税が必要なのか③

千葉市観光振興検討会議での有識者からの意見

- 千葉市が宿泊税を導入する場合、効率性の観点から、**千葉県の宿泊税制度に上乗せをして課税すること**、また、宿泊事業者における徴収事務の負担軽減のため、**県が示した税制度設計に準ずる制度設計とすることが望ましい**、税率については、1人1泊につき100円又は150円の一律定額制とすることが望ましいとの報告を受けています。

その他の主な意見

- 上乗せ税額については、事業規模的にも1人当たり150円が望ましい。
- 税額について、他都市の状況を見ると、インバウンドが多く高級ホテルが立ち並ぶ地域では高く設定されている。宿泊事業者アンケート結果などを見ても、本市の場合はそうした条件はあまりないため、千葉県150円に加えて本市150円の合計300円というのが妥当なのではないか。

(参考) アンケート調査結果

- 宿泊事業者は100円でも「影響が大きい」又は「ある程度影響がある」という回答が約半数を占め、宿泊者は、400円以上で「宿泊をやめる」又は「不満を持つ」という回答が半数以上を占めた。

4 なぜ宿泊税が必要なのか④

千葉市観光の課題

- ・有識者の意見やオープンデータ、令和 7 年度に実施したアンケート調査結果などから、課題を整理しました。

課題①

イベントや買い物など来訪者の訪問スポットが一部に限定されており、認知・訪問されているスポットが少ない。また、宿泊者の多くが千葉市以外を訪問先としている。
→コンテンツの造成・磨き上げや情報発信、受入環境整備など滞在時間の延長・周遊促進施策が必要です。また、観光集客施設の老朽化への対応など、宿泊・集客施設の高付加価値化による観光の質の向上に向けた取り組みが必要です。

課題②

外国人宿泊者数及び観光入込客数はコロナ禍前に比べ低い水準であり、また、人口減少に伴い、将来的には国内旅行者は減少することが見込まれる。
→引き続き首都圏から本市に訪れる旅行者の誘致に取り組むとともに、訪日需要が高く、旅行支出額が大きいインバウンド獲得に向けた受入環境整備やプロモーションの強化が必要です。

課題③

国際会議件数はコロナ禍前に比べ低い水準である。
→国内外から多くの集客が見込める MICE（※）について、今後も誘致・開催支援、受入環境整備などを通じた競争力の強化が必要です。

課題④

持続可能な観光（サステナブル・ツーリズム）に対する旅行者の意識が高まっている。
→旅行者の志向性の変化や、観光を取り巻く環境の変化に合わせた施策に取り組むことが必要です。

※MICE： 企業等の会議（Meeting）、企業等の行う報奨・研修旅行（Incentive Travel）、国際機関・団体、学会等が行う国際会議（Convention）、展示会・見本市、イベント（Exhibition/Event）の頭文字をとった言葉で、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称のこと。

4 なぜ宿泊税が必要なのか⑤

本市の観光課題解決に向けた施策の方向性と必要な事業規模

- ・ 検討会議における外部有識者からの意見や、本市来訪者に対するアンケート調査などから、以下のとおり課題解決に向けた**新たな施策**の方向性を整理し、必要な事業規模を試算しました。

楽しめる観光コンテンツと観光地域づくり

約1.5億円

課題解決に必要な事業規模の合計 約**7.7**億円

本市滞在時間や消費額を伸ばすため、千葉市の持つ多様な資源を再評価し、高付加価値化につながる整備等を行うほか、イベントやスポーツ観戦など、特定の目的で訪れた人を、もう1か所、もう1泊へつなげるイベント開催やモデルコース提案を実施

行き先として選ばれるためのイメージ戦略

約0.4億円

本市観光資源の認知度を高めるため、誰に・何を・どう届けるかを踏まえた効果的なプロモーションを展開するほか、外国人旅行者の国・地域ごとのニーズに対応した誘致活動を実施

快適に観光を満喫できる環境整備

約3.3億円

観光客の満足度向上・リピーター獲得につなげるため、観光集客施設の新設・老朽化を踏まえた環境整備、良好な景観・賑わいづくり、観光産業のDX推進、ユニバーサルツーリズムの推進、二次交通対策等、旅行者が快適に過ごせる環境を整備

MICE都市としての競争力強化

約1.7億円

国内外のMICE誘致競争の激化を踏まえ、MICE開催都市としてのブランド力を高めるため、補助制度等の更なる拡充や、県・企業・研究機関・大学などと連携し、主催者のニーズを捉えた誘致活動・開催支援を実施

観光・MICEを支える基盤の強化

約0.8億円

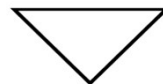
市民生活や環境に配慮した持続可能な観光地域づくりのため、観光振興の推進体制整備や財源確保、宿泊事業者の支援（観光客受け入れに必要な人材育成、観光客による環境負荷低減、災害時の観光客支援体制整備など）、観光振興への市民理解促進を実施

※上記の施策は、現時点で考える方向性を例示したものであり確定したものではありません。今後策定する「千葉市観光振興ビジョン」の考え方を踏まえ、宿泊・観光事業者のご意見も伺いながら具体的な事業内容を検討していきます。

4 なぜ宿泊税が必要なのか⑥

まとめ

- ・ 少子高齢化・人口減少等が進む中、活力・魅力のある都市としてあり続けるためには、観光消費拡大にも取り組む必要があります。
- ・ 千葉県が宿泊税を財源として実施する予定の事業のほかに、千葉市として独自に本市の魅力をより高め、国内外からの来訪を促進する施策を行いたいと考えています。
- ・ 千葉市の観光の現状・課題等を踏まえ、課題解決に向けた観光振興施策を行うためには、宿泊税の導入が妥当であると有識者から報告を受けています。



○受入環境整備や魅力あるコンテンツの造成、情報発信など「観光の振興」を目的とした本市独自の施策を行うには、安定的かつ継続的な財源の確保が必要であり、千葉県が徴収する宿泊税からの交付金では不足するため、**千葉市においても独自に「法定外目的税」として宿泊税の導入が必要である**と結論付けました。

5 本市の独自課税額

税率

定額制 150円

＜考え方＞

- ・ 宿泊者から徴収を行っていただく宿泊事業者の事務負担を軽減するため、最も簡素な税制である一律定額制を採用します。
- ・ 税率は市が取り組むべき観光振興施策の事業規模 約7.7億円（※1）から、市の延べ宿泊者数 約370万人（※2）を考慮し、**1人1泊につき150円とする方針**です。
（1年当たりの独自課税分の税收規模を試算すると、 $150円 \times 約370万人 \div 約5.6億円$ となり、これに千葉県から示されている本市への市町村交付金交付額 約1.5億円を加えると、 $約5.6億円 + 約1.5億円 \div 約7.1億円$ となります）

※1 課題解決に必要な事業規模合計に徴税経費等（特別徴収義務者報奨金及び千葉県への事務の委託費）を含む。

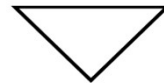
※2 令和7年の千葉市内の推計延べ宿泊者数

6 本市の税制度案①

項 目		本市税制度導入に向けた検討中の素案
課 税 方 式		本市の観光課題を解決するための法定外目的税とする
課 税 客 体		千葉市内に所在する次の施設又は住宅(以下「宿泊施設」という)への宿泊 ・旅館業法の許可を受けた旅館・ホテル又は簡易宿所に係る施設 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅(民泊) ・国家戦略特別区域法に規定する認定事業に係る施設(特区民泊)
納 税 義 務 者		宿泊施設への宿泊者
税 率 (税 額)		1人1泊につき150円の一律定額制 (税込見込み約5.6億)
免 税 点		なし
課 税 免 除		教育旅行、部活動・認定地域クラブ活動に伴う宿泊 ①幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校の幼児、児童、生徒、学生又はその引率者 ②保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業(家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業)、認可外保育施設の満3歳以上の幼児又はその引率者 ③地方公共団体の長又は教育委員会からの認定を受けた認定地域クラブ活動に参加している生徒又はその引率者
徴 収 方 法		特別徴収(特別徴収義務者が宿泊者から宿泊税を徴収し、市と県分を併せて県へ納入後、市税分が県から市に支払われる)
特 別 徴 収 者		宿泊施設の経営者その他宿泊税の徴収について便宜を有する者

6 本市の税制度案②

項 目	本市税制度導入に向けた検討中の素案
申告納入期限	各月の初日から末日までの間の分を翌月の末日までに申告納入 (一定の要件を満たす場合、3か月分まとめた申告納入を可能とする)
特別徴収義務者金 特 報 奨	申告納入期限内に納入した宿泊税の税額に対して2.5%を交付 (導入当初5年間は0.5%を加算して3.0%とし、全て納期内納入かつ全て電子申告の場合さらに0.5%を加算して3.5%とする)
条例の見直し	導入後5年を目途に検討
導入時期等	令和8年度中に条例案を提案し、令和10年9月の導入を目指す



宿泊者から宿泊税の徴収を行っていただく宿泊事業者の負担軽減を図るため、県と同様の制度にすることを検討しています。

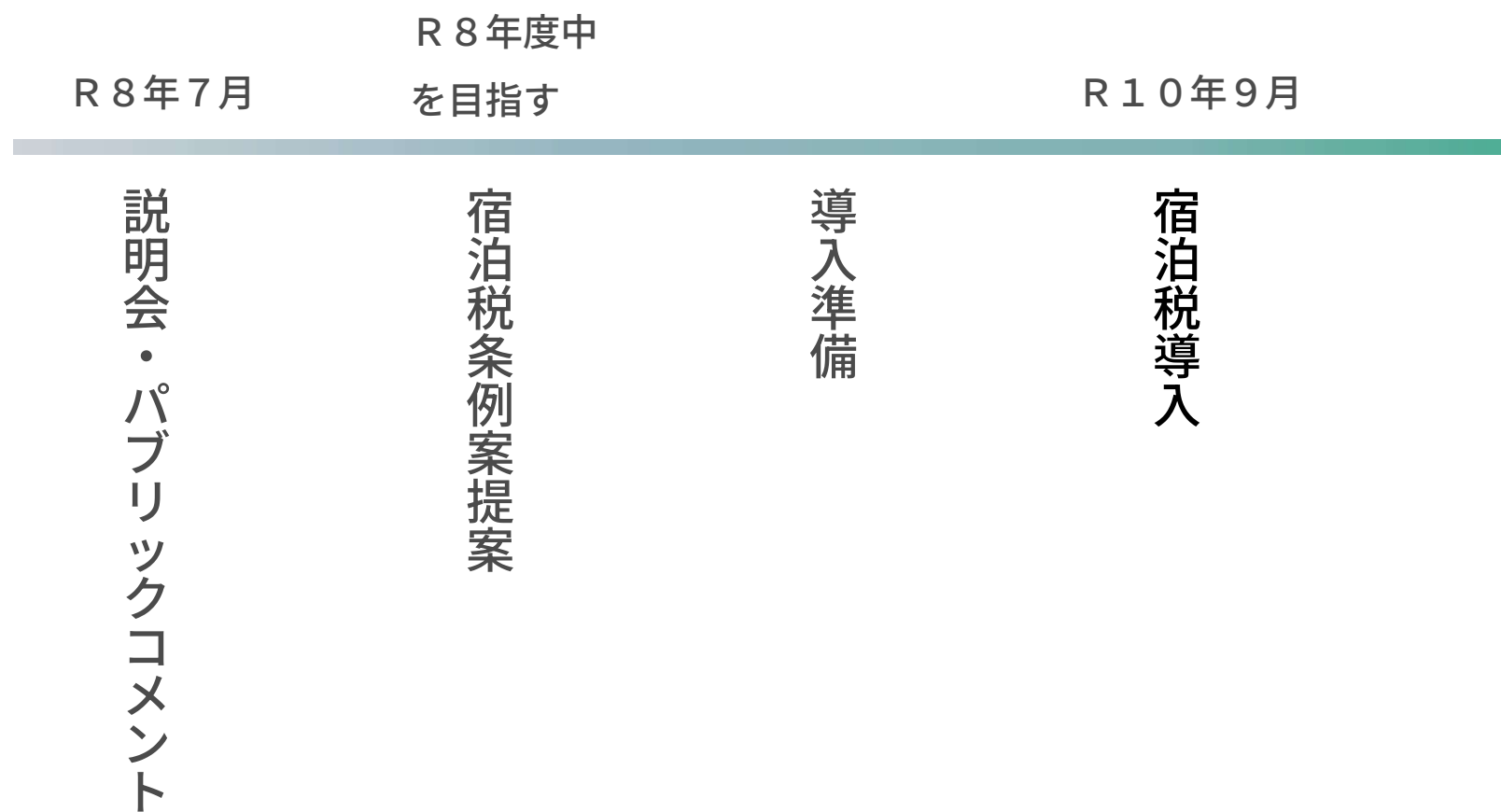
使途の明確化

- ・ 宿泊税は「観光振興」の費用に充てるための目的税であることから、宿泊税の使途を明確化するための考え方をまとめました。

- 観光振興における取組方針である「千葉市観光振興ビジョン」を策定し、具体的な施策のイメージを明記することで使途の明確化を図ります。
- 宿泊税の使途の透明性を確保するため、宿泊税充当事業を決定するための庁内体制を整備し、充当先が明確になるようにします。
- 宿泊税を負担した宿泊者や宿泊事業者等に対して、宿泊税の使途（事業費や充当額など）を広く分かりやすく伝えるため、市ホームページ等や様々な方法で公表を行います。
- 宿泊税の使途や効果の検証を行うとともに導入後5年を目途に、制度の見直しを行います。また、制度見直しに当たり、市内の観光関係事業者等との意見交換を行います。

8 今後のスケジュール

今後のスケジュールのイメージ



参考資料

開催実績

開催日		内容
令和6年11月20日	第1回会議	・千葉市の観光振興の現状 ・千葉市の観光振興課題の方向性 ・千葉県が導入を予定している宿泊税の概要
令和7年1月22日	第2回会議	・県と市の役割 ・県の宿泊税の活用方針 ・課題解決に向けた取組方針(案) ・市内宿泊事業者・宿泊者向けアンケート調査(案)
令和7年4月30日	第3回会議	・市内宿泊事業者・宿泊者向けアンケート調査結果 ・宿泊税の使途（素案） ・宿泊税導入済み他自治体の宿泊者数推移 ・県の税制度設計の素案・県からの支援方法
令和7年8月22日	第4回会議	・課題解決に必要とされる事業規模 ・使途の明確化の方向性・見直し時期 ・他自治体の宿泊税導入状況
令和8年3月30日	報告書受理	・計4回の検討会議内容のとりまとめ

委員名簿

No	氏名	所属
1	朝倉 はるみ	学校法人大乘淑徳学園 淑徳大学経営学部観光経営学科 教授
2	足立 久男	公益社団法人千葉市観光協会 会長
3	貝田 康則 (～令和7年3月31日)	幕張新都心ホテル協議会 幹事 (ホテルニューオータニ幕張 取締役総支配人)
4	佐藤 忍 (令和7年4月1日～)	幕張新都心ホテル協議会 幹事 (令和7年4月1日～令和7年8月21日) ホテルフランクス 総支配人 (令和7年8月22日～)
5	篠原 正人 (令和7年8月22日～)	千葉市旅館ホテル協会 理事長
6	清水 徹也	株式会社JTB千葉支店 支店長
7	武川 豊 (～令和7年8月21日)	千葉県旅館ホテル生活衛生同業組合 事務局長
8	松浦 良恵	特別認可法人千葉商工会議所 常務理事

(50音順・敬称略)

設置運営要綱

千葉市観光振興検討会議設置運営要綱

(目的)

第1条 本市観光の持続的発展を目指し、今後の観光振興施策や財源のあり方について検討するため、千葉市観光振興検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。なお、検討会議は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき法律又は条例により設置する附属機関ではない。

(所掌事務)

第2条 検討会議は、次の各号に掲げる事項について意見交換等を行う。

- (1) 本市の観光振興における課題及び施策の方向性に関する事項
- (2) 本市の観光振興施策の実施に当たり必要となる財源のあり方に関する事項
- (3) 前各号に掲げるもののほか、検討会議の目的達成のため市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 検討会議は、別紙に定める委員で構成する。

(座長)

第4条 検討会議に座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選により選任し、検討会議を総括する。
- 3 座長は、会務を総理し、検討会議を代表する。
- 4 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会議は、座長が招集する。

- 2 検討会議及び会議録は、公開とする。ただし、千葉市情報公開条例（平成12年4月3日条例第52号）第7条各号に該当する事項について会議を行う場合及び会議を公開することにより、公正かつ円滑な会議運営に著しい支障が生ずると座長が認める場合は、これを非公開とすることができる。
- 3 検討会議を欠席する委員は、その指名する者を代理として検討会議に出席させることができる。
- 4 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。この場合において、前項の規定により代理の者が出席したときは、委員による出席があったものとみなす。
- 5 座長は、必要に応じて、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 検討会議の事務局は、経済農政局経済部観光MICE企画課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年11月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年8月22日から施行する。

千葉市の観光振興の5つの課題 ※検討会議報告書より

課題ア 観光コンテンツの造成と磨き上げ

- ・魅力的なコンテンツが不足しており、外国人観光客を含め、魅力的な観光地として積極的に選択されることが少ない。
- ・千葉市の集客施設において、通信環境の整備、観光施設の多言語化、老朽化施設の改修、ユニバーサル化等が十分に行われていない。

課題イ 効果的な情報発信

- ・千葉市が宿泊地として十分に認知されておらず、旅行先や目的地又は東京・成田空港間の宿泊地として積極的に選ばれていない。
- ・各観光資源やコンテンツをうまく統合して訴求できていない。

課題ウ MICEの推進

- ・国際会議件数は、近隣都市(東京23区や横浜)に比べ遅れをとっている。
- ・MICE誘致の競合である近隣都市に比べ、アフターコンベンションについて、海浜幕張駅周辺など面としての魅力が欠けている。

課題エ 市内観光における回遊性と県内観光のゲートウェイとしての機能強化

- ・幕張新都心地区や中心市街地以外のスポットへのアクセス、幕張新都心地区からその他観光エリアへの交通アクセスが悪く、回遊性が乏しい。(ハード面)
- ・イベント目的等で幕張新都心地区などを訪れた観光客に対し、観光地としてのイメージの希薄さや市内回遊施策等の対策が不十分なため、イベント前後の市内他施設等への観光に結び付いていない。(ソフト面)

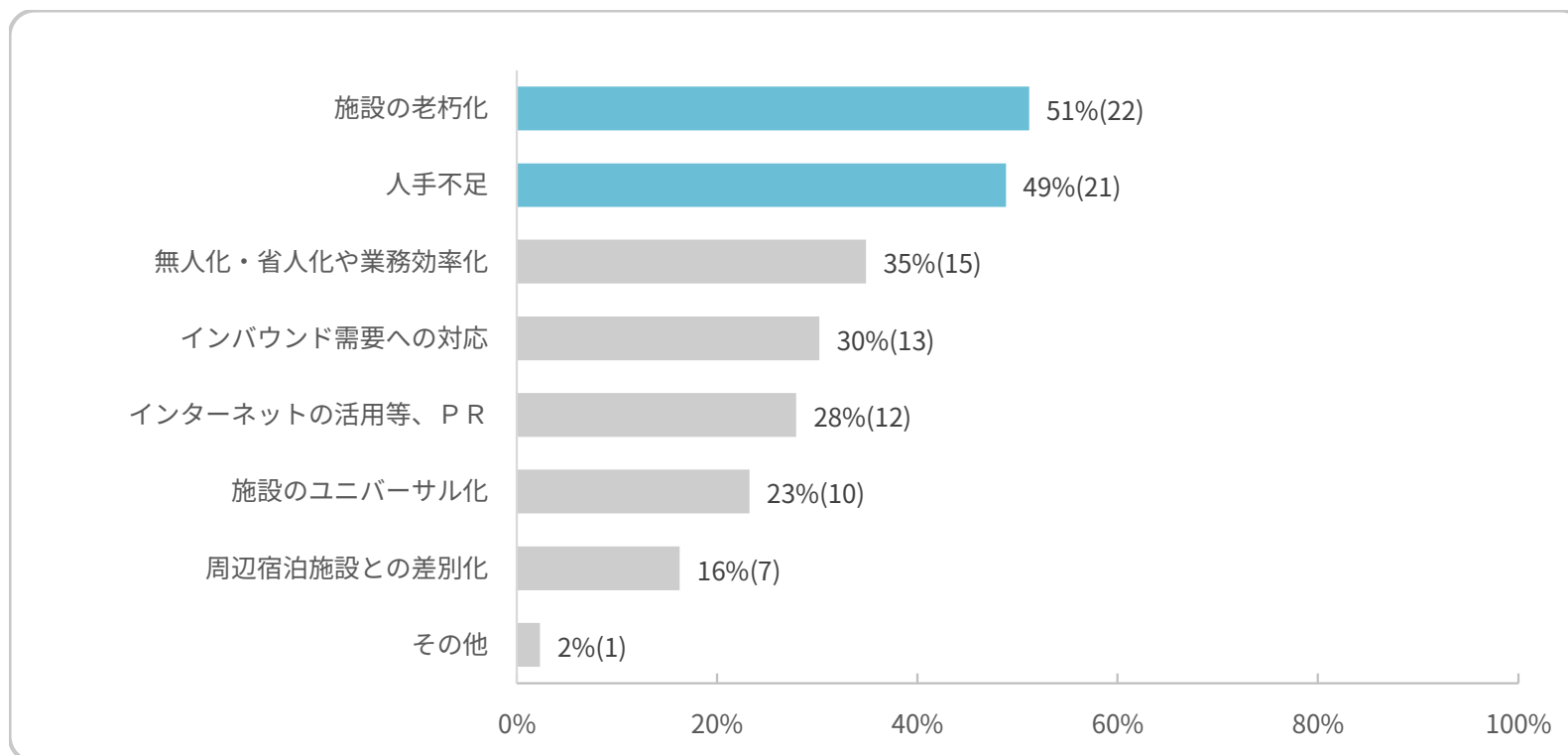
課題オ 観光産業の業務効率化と収益・生産性向上

- ・人材不足や資金不足等により稼働率を上げられない、現状以上に誘客する余力がない。
- ・事業者が情報発信に対する意欲を有していても、費用面やノウハウの不足等により、十分な対応がとられていない可能性がある。

検討会議資料の抜粋

▼千葉市が令和6年度に実施した宿泊事業者アンケートにおいて、約半数の事業者が、施設の老朽化と人手不足が課題であると回答しています。

千葉市の宿泊事業者が抱える課題 ※複数回答可



出典：千葉市「第3回観光振興検討会議」資料より